

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

・(立地・台風)

伊仙町は鹿児島県本土の南々西468 km、太平洋と東シナ海の接戦上に浮かぶ奄美群島のほぼ中央に位置する離島である徳之島(周囲84km)の南側に位置する。徳之島全島の総面積248 km²のうち、本町は総面積63 km²、耕地面積2 km²、林野面積16 km²を占めており、主に隆起性珊瑚による海岸段丘と石灰岩地帯に発達する植生の織りなす景観が見られる。

台風が非常に接近しやすい地域であり、強風や豪雨による諸被害は勿論のこと、断水・停電等も頻繁に起こる。船による輸送も止まるため、住民の生活に大きな支障をきたす事がある。

・(気象)

気象は亜熱帯海洋性で、四季を通じ温暖多雨な地域である。本町の過去30年(1981年～2010年)の年平均降水量は1,912.3mm、平均気温は約21.6℃である。降水量は梅雨時期が最も多く、6月～10月は気温が25℃以上になる。風速は年平均で3m/sである。

・(ダム決壊)

伊仙町は西部ダム、東部ダム、中部ダムの3つのダムを抱えている。東部ダム、中部ダムは、結界時0.5mを想定している。しかし西部ダムは決壊時に0.5m～3m未満を想定している地域があるため、注意を呼び掛けている。

・(地震)

鹿児島県では、平成26年2月に「鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書」を策定している。起こり得る地震の中で当町に関連するのは、奄美群島太平洋沖(南部)地震である。最大震度6弱(マグニチュード8.2)、最大津波高8.58mを想定している。

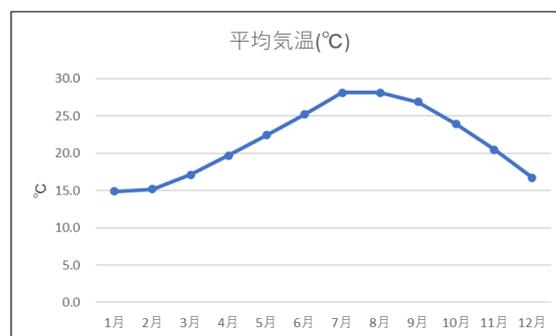
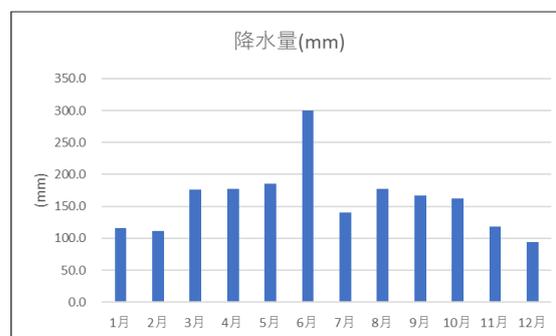
気象庁 HP「台風の接近数 奄美地方への接近数」を抜粋加工

年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
2014		2	2	2	1	2	8
2015	1		1	1			3
2016					3	1	4
2017				1	1	1	3
2018		1	3	4	1	1	9
2019						1	1
2020				3	2		4
2021				2			2
2022			3	2	1		5
2023		1		1			2

・台風の中心が鹿児島県の奄美地方のいずれかの気象官署等から300km以内に入った場合を「奄美地方に接近した台風」としています。

・接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しません。

伊仙町の年平均降水量、平均気温



・伊仙町国土強靱化地域計画より抜粋

・(感染症)

コロナ禍においては徳之島独自の警戒レベルを設定して、感染防止に対応した経緯がある。離島という特殊な立地において、感染症対策は重要である。新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合は、大きな被害が広がる可能性がある。

(2) 商工業者の状況

伊仙町商工会管内

- ・ 商工業者数 221 事業所(令和5年12月31日現在)
- ・ 小規模事業者数 210 事業所(令和5年12月31日現在)

	業 種	小規模事業者数	商工業者	備考
商工業者	農業、林業	2	2	
	漁業	0	0	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
	建設業	48	50	
	製造業	19	20	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	
	情報通信業	2	3	
	運輸業、郵便業	11	11	
	卸売業、小売業	53	56	
	金融業、保険業	0	1	
	不動産業、物品賃貸業	4	4	
	学術研究、専門・技術サービス業	2	3	
	宿泊業、飲食サービス業	28	28	
	生活関連サービス業、娯楽業	22	22	
	教育・学習支援業	1	1	
	医療、福祉	1	1	
	複合サービス事業	4	5	
	サービス業	13	13	
分類不能の産業	0	0		
合 計		210	221	

(3) これまでの取組

1) 伊仙町の取組

- ・ 伊仙町地域防災計画の作成
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 伊仙町総合防災マップの作成、配布
- ・ 伊仙町新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 各損保会社、共済組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 伊仙町が実施する伊仙町総合防災訓練への参加及び協力

II 課題

伊仙町の災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。伊仙町地域防災計画では近年において最大規模の風水害をもたらした、平成30年9月29日から30日にかけての台風24号と同程度の規模を災害想定として位置付けている(最大瞬間風速42.5m/秒 時間最大雨量28.7m/秒)。

大規模な台風でなくとも船の運航に影響が出れば、生活物資の供給が止まってしまう現状がある。断水、停電は台風で頻繁に起こるため、日頃からの備えが必要である。

感染症も、離島という特殊な立地・コミュニティの影響で、感染が広まると感染者の人口に対する割合が大きくなってしまいう問題がある。

また保険・共済等に対する助言や、各事業所のBCP策定支援を行える当会の経営指導員等の職員が不足している、といった課題も浮き彫りになっている。

III 目標

・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と伊仙町との間における被害情報報告ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

災害名 (年月日)		台風第24号 (平成30年9月29日)
気象概況		・最大瞬間風速 42.5m/秒(伊仙町) ・最大風速 28.7m/秒(伊仙町) ・時間最大雨量 25.5mm(伊仙町)29日19時 ・日最大雨量 99.5mm(伊仙町)28~29日
人的被害	死者数	—
	行方不明	—
	重傷	—
	軽傷	—
建物被害	全壊	40戸
	半壊	65戸
	一部破損	115戸
	床上浸水	—
	床下浸水	—

資料：伊仙町地域防災計画

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

伊仙町地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。また当会と伊仙町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和6年に策定した「伊仙町商工会危機管理対応方針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会は巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、風水害・地震及び津波等災害・火災災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当会の会報や伊仙町広報、HP、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・当会は小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・当会は事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
セミナー開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
事業者BCP策定件数	1件	1件	1件	2件	2件

2) 商工会自身の事業継続計画の作成及び見直し

- ・当会は令和6年に事業継続計画（伊仙町商工会危機管理対応方針）を作成。
- ・伊仙町地域防災計画等に整合するように地域防災計画等の改定に合わせて計画及び指針の見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・当会は連携協定を結ぶ各損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・当会と伊仙町は、損害保険会社・火災共済協同組合等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー

等を共催として実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・伊仙町事業継続力強化支援計画を当会HPや伊仙町HPへ掲載する。
- ・当会は小規模事業者の、事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、(仮称)伊仙町事業継続力強化支援会議(構成員:当会(法定経営指導員の参画含む)、伊仙町)を年1回(7月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや当会会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業者BCP策定後の フォローアップの目標件数	1件	1件	2件	2件	3件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会は自然災害(大型台風の直撃があり各地で浸水等)が発生したと仮定し、伊仙町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会は発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と伊仙町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、伊仙町における感染症対策本部設置に伴い当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と伊仙町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に電話等により情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と伊仙町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
2週間～1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・伊仙町で取りまとめた「例：伊仙町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・当会と伊仙町は自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と伊仙町は二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と伊仙町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と県商工会連合会を通じて伊仙町が共有した情報を県が指定する方法で当会又は伊仙町より鹿児島県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

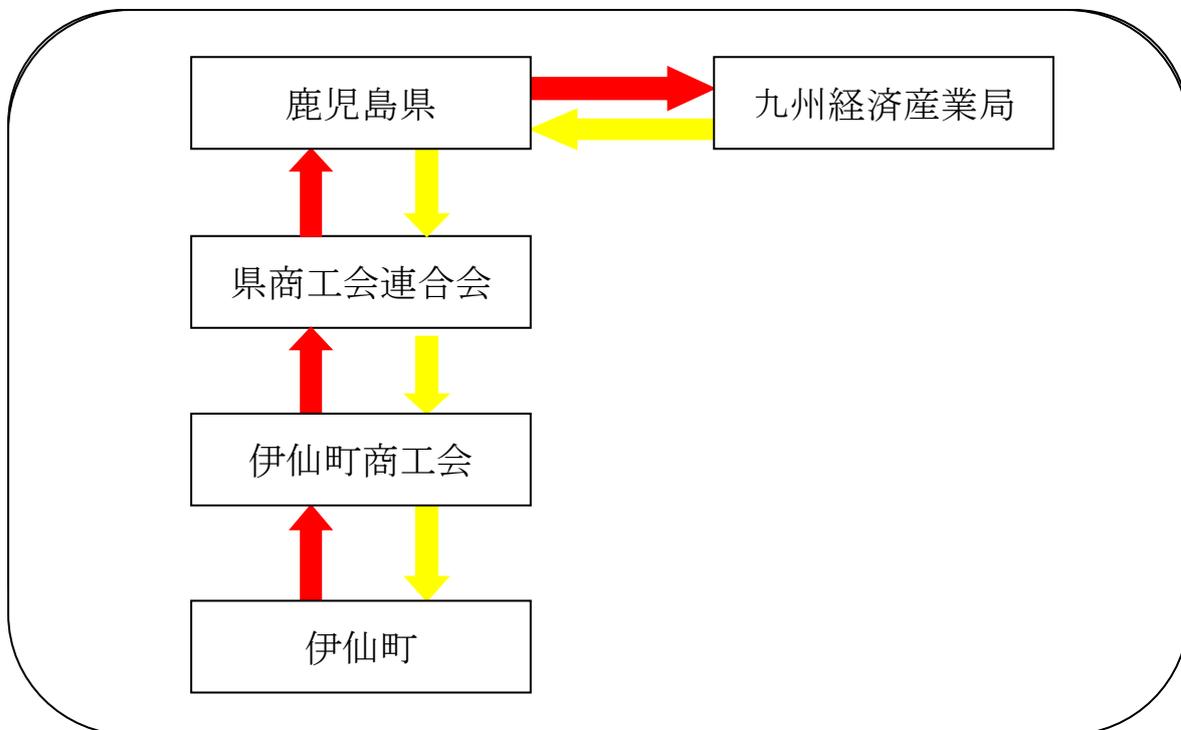
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

被害合計金額									
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額。 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば。
					土地 (増積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・ 当会と伊仙町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、伊仙町と相談する。
- ・ 当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 当会は安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 当会と伊仙町は地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 当会は応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合は事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当会と伊仙町は鹿児島県等と協議し、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会は被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会及び鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

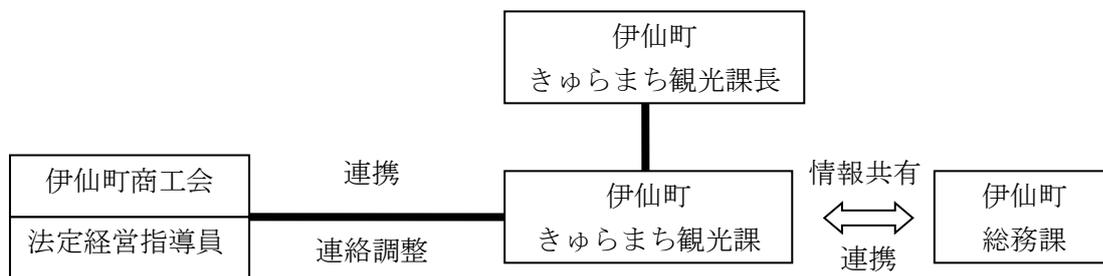
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年7月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

<平常時>



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 山下 慎一郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

伊仙町商工会

〒891-8201 大島郡伊仙町伊仙 2293-4

TEL: 0997-86-2390 FAX: 0997-86-2735

E-mail: isen-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

伊仙町 きゅらまち観光課

〒891-8293 大島郡伊仙町伊仙 1842

TEL: 0997-86-3133 FAX: 0997-86-2064

E-mail: kyuramati01@town.isen.kagosima.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	340	340	340	340	340
・専門家派遣	150	150	150	150	150
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・広報費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊仙町補助金、鹿児島県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 損害保険ジャパン株式会社 鹿児島支店 奄美大島支社 鹿児島支店奄美大島支社長 長島 奉之 住 所：鹿児島県奄美市名瀬幸町 8-13 栄ビル 2F ② 有限会社盛保険事務所 伊仙店 代表取締役 盛 勇樹 住所：鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 2661-12
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策の指導。 ・事業継続に関して、小規模事業者に対する普及啓発等。
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策に関して、指導員が巡回、窓口指導時に立ち会って、情報などを提供する。 ・事業継続で小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介。
連携体制図等